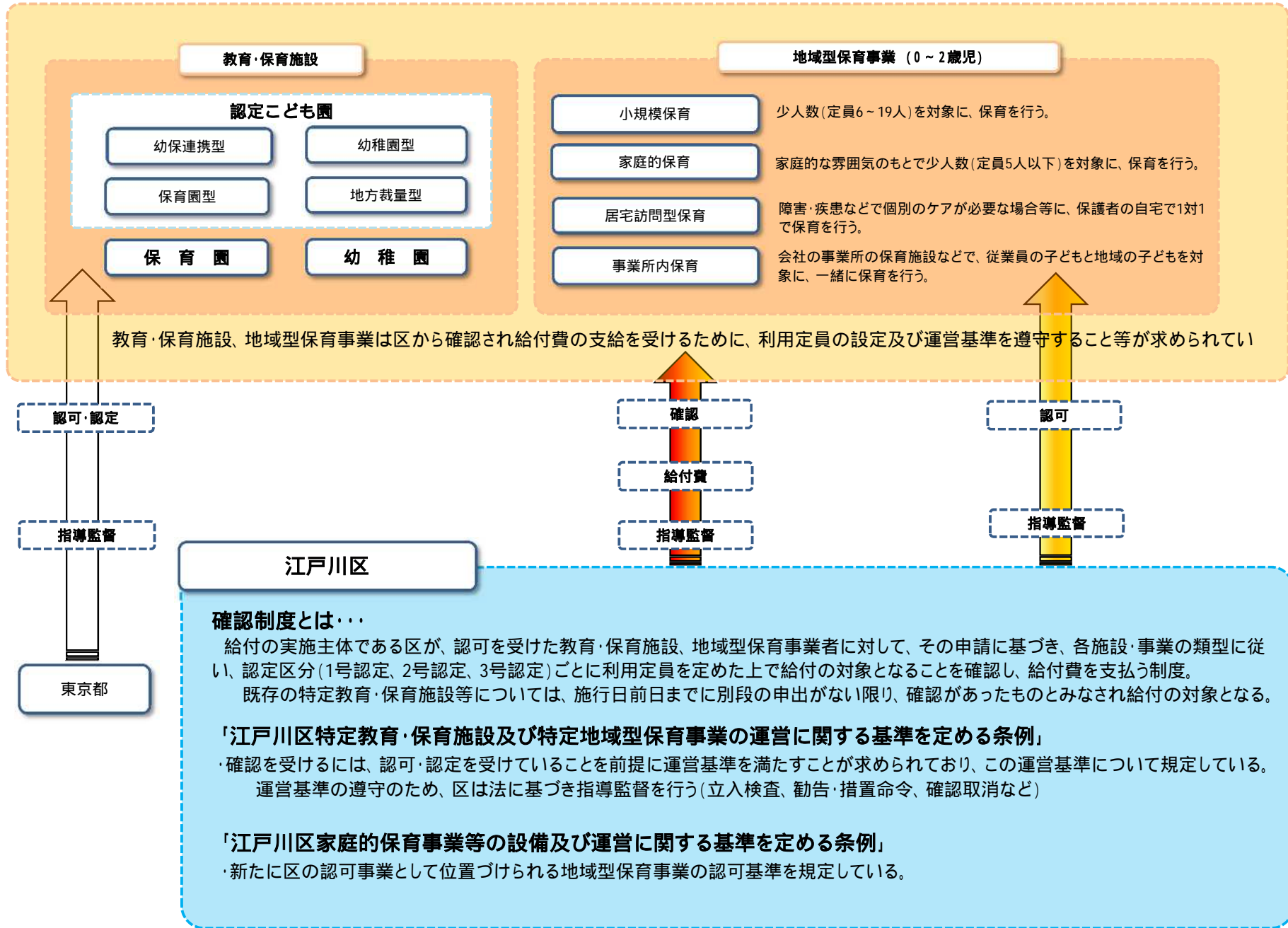


## 各種基準の条例案について

- 1 . 江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 . 江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 . 江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

# 確認制度について



## 江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

### 1 条例制定理由

子ども・子育て支援新制度において、給付対象として確認を受ける教育・保育施設及び地域型保育事業については、法令に基づく認可・認定を受けていることを前提として、運営基準を満たすことが求められている。このうち運営基準については、区市町村が条例として定める必要がある。（地域型保育事業については認可基準も区市町村が策定）

### 2 条例で規定する事項

利用定員、あっせん・調整及び要請に対する協力、正当な理由のない提供拒否の禁止、利用者負担額等の受領、取扱方針、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の乱用禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応など。

### 3 国基準との主な変更事項

特になし。

### 4 付則における主な経過措置

連携施設に関する経過措置（5年間）

### 5 参考

その他、運営基準の遵守のため、区市町村は法に基づき指導監督を行う。（立入検査、勧告・措置命令、確認取消など）

## 江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

### 1 条例制定理由

子ども・子育て支援新制度で新たに区の認可事業として位置づけられる地域型保育事業の認可基準を、児童福祉法に基づき区市町村が条例で定める必要がある。

条例名については、「地域型保育事業」ではなく児童福祉法で規定されている「家庭的保育事業等」としている。

### 2 条例で規定する事項

裏面参照

### 3 国基準との主な変更事項

( 1 ) 小規模保育事業 B 型と小規模型事業所内保育事業の職員の資格について

【国基準】保育士 5 割          【区基準】保育士 6 割

( 2 ) 小規模保育事業と事業所内保育事業に関する設備基準の詳細について、規則に委任

( 3 ) 小規模保育所 A 型及び B 型において、保育室等を二階以上に設ける場合の耐火建築物又は準耐火建築物、避難階段の規定等の基準については、既存の認証保育所に限り東京都の設備基準を満たしていることから適用除外とする。

### 4 付則における経過措置

( 1 ) 食事の提供の経過措置（ 5 年間）

( 2 ) 連携施設に関する経過措置（ 5 年間）

( 3 ) 認証保育所に関する経過措置（当分の間）

事業ごとの主な規定事項

		小規模保育事業		
		A 型(6～19 人)	B 型(6～19 人)	C 型(6～10 人)
		認可保育所分園に 近い類型	A 型と C 型の 中間的な類型	グループ型小規模保育に 近い類型
職員	配置基準	0 歳 3 : 1 1・2 歳 6 : 1 上記の合計数に 1 人加える		0～2 歳以上 3:1 家庭的保育補助者を 置く場合 5:2
	資格	保育士 10 割	保育士 6 割以上	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
設備等	保育室等	0・1 歳 3.3 m <sup>2</sup> /1 人 2 歳 1.98 m <sup>2</sup> /1 人		0～2 歳 3.3 m <sup>2</sup> /1 人
	給食	自園調理(連携施設からの搬入可) 調理設備、調理員		

		家庭的保育事業 (1～5 人)	事業所内保育事業( 1)		居宅訪問型 保育事業 ( 2)
			保育所型 (20 人以上)	小規模型 (19 人以下)	
職員	配置基準	0～2 歳以上 3:1 家庭的保育補助者を 置く場合 5:2	0 歳 3 : 1 1・2 歳 6 : 1 3 歳 20 : 1 4 歳以上 30 : 1		0～2 歳以上 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士 10 割	保育士 6 割以上	家庭的保育者
設備等	保育室等	9.9 m <sup>2</sup> 以上/1 部屋 (乳幼児が 3 人を超え る場合は 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 加えた面積)	0・1 歳 3.3 m <sup>2</sup> /1 人 2 歳以上 1.98 m <sup>2</sup> /1 人		特に規定なし (保育を必要と する子どもの 居宅)
	給食	自園調理 (連携施設からの搬入可) 調理設備、調理員	自園調理 (連携施設から の搬入可) 調理室、調理員	自園調理 (連携施設からの搬 入可) 調理設備、調理員	特に規定なし

- ( 1) 従業員の子ども他に、地域の子どもを預かる地域枠を設けなければならない。  
例) 定員が 16 人以上 20 人以下の場合、5 人以上の地域枠を設ける。
- ( 2) 障害、疾病があるなど、利用乳幼児が限定されている。

# 江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

## 1 条例制定理由

これまで多様な形態により運営されてきた放課後児童クラブに一定の基準を設け保育の質を高めるとともに、財源を確保し量的な充実を図ることを目的に児童福祉法の一部が改正された。この改正に基づき、区市町村が条例で定める必要がある。

## 2 条例で規定する事項

		放課後児童健全育成事業
職 員	配置基準	児童40名に対し職員2名以上 ただし、そのうち1名は補助員に代えることができる。
	資 格	保育士、社会福祉士、学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校を卒業した者であって2年以上児童福祉事業に従事した者、教諭となる資格を有する者、大学において社会福祉士・心理学・教育学・芸術学若しくは体育学を修めた者等。
設備等	専用区画	1.65㎡/1人

## 3 国基準との主な変更事項

- ・特になし。

## 4 付則における経過措置

- ・職員に関する経過措置（5年間）